

『延暦僧録』と大安寺文化圏

——「天皇菩薩伝」「居士伝」と平城京の蔵書ネットワーク——

藏中しのぶ

一 鑑真伝三部作の成立と目的

天平勝宝六年（七五四）来朝し、日本に戒律を伝えた鑑真には、八世紀後半に成立した伝記が三種伝存する。これら「鑑真伝三部作」は、いずれも、その中心に鑑真の伝を位置づけており、撰述には鑑真に随行して来朝した弟子の唐僧思託がかかわっていた¹⁾。

なぜ、思託は、来朝後の後半生に、三度にわたって鑑真伝を手がけたのか。

「鑑真伝三部作」は、それぞれに異なる性格と目的をもって鑑真の伝を構成する。

第一の鑑真伝『大唐伝戒師僧名記大和上鑑真伝』三卷（『広伝』）の成立は、天平宝字七年（七六三）五月六日の

鑑真遷化直後から宝龜二年（七七二）以前とされるが、この書は散佚し、現存しない。『広伝』佚文を最もまとめた形で伝える史料が、東大寺図書館蔵・凝然自筆『華嚴二種生死義』断簡の紙背文書、『律宗祖師伝』とおぼしき断簡九葉である。凝然撰『律宗祖師伝』自体が佚書であって原型をとどめないが、律宗祖師の列伝集成を企図したこの書によるかぎり、引用される十五条におよぶ『広伝』佚文には、法礪・道成・滿意・定資・弘景・融濟・道岸の七伝が確認され、これら律宗七師は、すべて鑑真の学系に連なる教学上の師僧とされる³⁾。

『広伝』は上巻に、鑑真がその法統に連なる中国律宗祖師と受戒の師僧を軸として、先行する中国高僧伝から「抄出」「類聚」「編纂」し、鑑真の学系を系統的列伝風に掲げ

た集成僧伝であった。従来、本邦初の集成僧伝は『延暦僧録』とされてきたが、『広伝』上巻は、中国高僧を対象としたものではあるが、これに先立つ日本最初の集成僧伝であった。その目的は、中国高僧の系譜に鑑真を位置づけるとともに、中国から日本への戒律伝来の歴史を、鑑真にいたる中国高僧の列伝によって示すことにあつたとみてよい。

『広伝』の成立から八十三年の後、宝龜十年（七七九）二月八日、第二の鑑真伝『唐大和上東征伝』一卷（『東征伝』）が成立する。撰者は『続日本紀』石上宅嗣薨伝に「文人之首」と称され、『懷風藻』撰者にも擬せられる淡海三船、思託から提供された『広伝』をはじめとする原史料をもとに、特に鑑真の「東行」「東征」を軸に「抄出し」、「編纂」しなおした単行の鑑真伝である。その目的は啓蒙であり、簡略にして要をえた単行の鑑真伝によって、鑑真の人となりや来朝までの苦難の渡海行と伝戒の意義を正しく伝えることにあつた。⁵⁾

さらに、『東征伝』成立後九年を経て、延暦七年（七八八）二月四日にいたって、思託は第三の鑑真伝『延暦僧録』五巻を撰述する。この書もまた散佚し、宗性撰『日本高僧伝要文抄』『龍論抄』等に佚文をのこすのみである。その全体像は、後藤昭雄氏が発見された『龍論抄』によって、かなりの部分があきらかにされた。⁶⁾

『延暦僧録』立伝者は、巻第一の唐僧を除いて、すべて日本人。その構成は、巻第一に鑑真の伝戒に従った「高僧沙門伝」、巻第二に「天皇菩薩伝」「皇后菩薩伝」等の皇族の伝、欠落した巻第三・巻第四には沙門伝、巻第五には「智名僧沙門伝」「居士伝」として在俗仏教徒の伝を配す。来朝後の鑑真とほぼ同時代を生き、また、鑑真にゆかりある日本の出家在家の仏教徒の列伝を集成したものであつた。⁷⁾

その目的は、鑑真による日本への伝戒を起点とした「延暦」までの本朝戒律伝来史の構築であり、冠するところの「延暦」の名は『広伝』の「大唐伝戒」に対応して「本朝伝戒」の意を含み、また、『広伝』の「師僧名記」に対して「僧録」と題したものとみられる。

「鑑真伝三部作」は、思託所持の原史料を共通母胎とし、再三にわたって補筆重修の手を加えられた過程を示す。この思託の執拗なまでの鑑真伝撰述の手法は、長安西明寺の道宣・道世の撰になる類聚編纂書群にみられる①史料の共有と提供、②自著に対するねばり強い推敲補筆の姿勢を受け継ぐものであり、初唐の学僧の「抄出」「類聚」「編纂」という学問の方法・態度を継承するものであつた。⁸⁾ その意味において、「鑑真伝三部作」もまた、初唐の長安西明寺の学問を受け継ぐ大安寺文化圏の一翼をなっていた。

このように、「鑑真伝三部作」は、それぞれに異なる性

表1 「鑑真伝三部作」の構成

『大唐伝戒師僧名記大和上鑑真伝』上巻
 中国律宗祖師と鑑真の師僧の伝記集成
 ↓
 『唐大和上東征伝』
 単行の鑑真伝
 ↓
 『延暦僧録』
 ↓
 日本の出家在家仏教徒の伝記集成

中国律宗祖師	鑑真大師受具之時奉請十師等
1 法礪律師 2 道成律師 3 滿意律師 4 崇岳定賓律師 5 弘景律師 6 融濟律師 7 道岸律師	5 荊州玉泉寺 弘景律師 7 西京薦福寺 道岸律師 8 西京惣持寺 儀律師 9 荊州揚溪寺 俊律師 10 西京崇福寺大徳礼律師 11 西京崇聖寺 綱律師 12 西京崇福寺 聞惠律師 13 西京崇福寺 思惠律師 14 西京荷恩寺 法蔵律師 15 西京荷恩寺 門律師 16 西京薦福寺 恒律師 17 西京薦福寺 志律師

単行の鑑真伝・『唐大和上東征伝』

<p>卷第一（現存6／原撰7）</p> <p>① 高僧沙門積鑑真伝 ② 高僧沙門積道璿伝 ③ 従高僧沙門積思託伝 ④ 高僧沙門積栄叡伝 ⑤ 高僧沙門積普照伝 ⑥ 高僧沙門積隆尊伝</p> <p>卷第二（現存7／原撰10）</p> <p>⑦ 上宮皇太子菩薩聖徳太子伝 ⑧ 近江天皇菩薩天智天皇伝 ⑨ 勝宝感神聖武皇帝菩薩聖武天皇伝 ⑩ 天平仁政皇后菩薩光明皇后伝 ⑪ 長崗天皇菩薩桓武天皇伝 ⑫ 感瑞心祥皇后菩薩乙牟漏皇后伝 ⑬ 沙門積浄三菩薩文室浄三伝 卷第三・欠（現存0／原撰23） 卷第四・欠（現存0／原撰58）</p> <p>⑭ 沙門神叡伝 ⑮ 沙門弘耀伝・⑯ 沙門忠忠伝 ⑰ 慈訓伝</p>	<p>『延暦僧録』 佚文</p> <p>卷第五（現存12／原撰30）</p> <p>⑱ 智名僧沙門積慶俊伝 ⑲ 智名僧沙門積戒明伝 ⑲ 智名僧沙門積明一伝 ⑲ 感神功臣大夫居士藤原良繼伝 ⑲ 守真居士藤原魚名伝 ⑲ 真木尾居士藤原種繼伝 ⑲ 芸亭居士石上宅嗣伝 ⑲ 東大居士佐伯今毛人伝 ⑲ 龍淵居士石川垣「恒」守伝 ⑲ 淡海居士淡海三船伝 ⑲ 班爵居士大中臣諸魚伝 ⑲ 居士加古穂積加古伝 ⑲ 崇真居士中臣鎌子伝 ⑲ 政事居士藤原布比等伝 ⑲ 東大寺長官居士藤原繼繩伝</p>
---	---

格と目的をもつて、鑑真の伝を構成する。佚文から名のみ知られる立伝者をも含めて、「鑑真伝三部作」全体の構成は表1のとおりである。

二 「延暦僧録」における「天皇菩薩伝」と「居士伝」

表1から知られるように、『延暦僧録』巻第五「居士伝」の被伝者は、いずれも在俗仏教徒であり、律令官人である。そして、その伝記表現は、天皇・皇后をはじめとする皇族の伝を収録した巻第二の「天皇菩薩伝」の表現類型に対応する。

「天皇菩薩伝」の特徴として、受仏遺囑・王法仏法と真諦俗諦・輪廻転生・捨身等を指摘しうるが、「天皇菩薩」の本質は、まず、第一に「受仏遺囑」に集約される。⁹⁾「受仏遺囑」の表現類型は、次の三伝にみられる。

⑧ 近江天皇菩薩天智天皇伝
天皇菩薩、臨_レ府万機、受_レ仏遺囑。

⑨ 勝宝感神聖武皇帝菩薩聖武天皇伝

法名勝満、在_レ奈良朝廷_ニ御宇。上_レ応天命、下_レ順人心。惣_レ以_レ万機、府臨_レ兆庶。受_レ仏遺囑、弘_レ法理_ニ民。

⑩ 長岡天皇菩薩桓武天皇伝

主上、受_レ仏遺囑、興_レ隆三宝。

その根拠とおぼしき護国經典のひとつ、鳩摩羅什訳「仁王護国般若波羅蜜多經」受持品第七には次のようにあり、
大王、我今五眼明見三世。一切国王、皆由過去侍五百仏、得_レ為_レ帝王主。是故一切聖人羅漢、而為_レ來_レ生彼国作_レ大利益。(中略) 大王、吾今三五玉付_レ囑汝等一切諸王。
(大正蔵第八卷833a)

【訓読】大王よ、我今五眼に明らかに三世を見る。一切の国王、皆過去に五百仏に侍するに由りて、帝王主と為るを得。是の故に一切の聖人・羅漢、為に彼の国に來生して大利益を作す。(中略) 大王よ、吾今三宝を汝等一切の諸王に付囑す。

『延暦僧録』「天皇菩薩伝」にあつては、「受仏遺囑」が「仏の遺囑を受け、万機に臨んで統治し、仏法を興隆する者」を意味することが知られる。同様の表現は、「東征伝」卷末詩群のひとつ、淡海三船の撰になる「初謁大和上二首并序」にも次のようにみえ、
我皇帝據此竜図、濟蒼生於八表、受彼仏記、導黔首於三乘。

【訓読】我が皇帝、此の竜図に據り、蒼生を八表に濟ひ、彼の仏記を受け、黔首を三乘に導きたまふ。

この詩の成立が、鑑真來朝後まもなくの天平勝宝八年(七五六)初夏頃とされることから、『延暦僧録』成立の七八

八年をさかのぼる三二年前には、こうした思想がすでに存在し、文学表現としても定着していたことが確認される。

これを踏まえて成り立つのが、第二の「王法仏法」「真諦俗諦」の対句であり、この表現類型が「居士伝」との対応を顕著に示す。『延暦僧録』には次の二例があり、「天皇菩薩」を「王法と仏法、真諦と俗諦の統合者」と捉える。

⑧ 近江天皇菩薩天智天皇伝

王仏両輪並化、真俗二諦俱陳。

⑨ 勝宝感神聖武皇帝菩薩聖武天皇伝

聖武皇帝菩薩、真諦俗諦雙行、皇輪仏輪齊軌。

恭敬三宝、欽若保命。

また、成立年代に諸説あるが、『長谷寺銅版法華説相図銘』にも次の表現がある。

伏惟聖帝超金輪、同逸多。真俗雙流、化度无央。

【訓読】伏して惟みるに、聖帝は金輪を超え、逸多に同じ。真と俗と雙ながら流るるも、化度央くる無し。

これら「天皇菩薩伝」の思想は、『続日本紀』の詔勅や漢文学作品にも散見するところであるが、『延暦僧録』においては、巻第五「居士伝」に顕著である。特に、「真諦俗諦」「王輪仏輪」は「天皇菩薩伝」「居士伝」に共通する表現であり、「天皇菩薩伝」の「受仏遺囑」は「居士伝」の「勤王」「奉仏」に対応する。藤原氏の布比等・継繩・魚

名伝に、

③1 政事居士藤原布比等伝

勤王奉仏、真俗無違。

③2 守真居士藤原魚名伝

居士、敬信三宝、奉仏勤王、真俗兼用。

③3 真木尾居士藤原種継伝

真諦俗諦、本不相離。王輪仏輪、互相影響。

また、石上宅嗣・石川垣「恒」守・淡海三船・大中臣諸魚の三伝に次のような表現がみえる。

④2 芸亭居士石上宅嗣伝

崇真簡偽、奉仏寶王。

④6 瀧淵居士石川垣「恒」守伝

皇帝差為長岡京別當、夙夜忘疲勤王。

④7 淡海居士淡海三船伝

探閔三藏、披檢九經、真俗兼該、名言兩泐。(中略)故奉太微之円覚、順時俗。故奉法寶王。

④8 班路居士大中臣諸魚伝

大夫、外以勤王、内存護法、寮宋頼之流恩、玄門荷之沾涙。

ここでは「勤王」「奉仏」が、儒教的徳目であることに注目したい。さらに儒教的色彩が顕著に現れるのは、君臣道德「忠」「孝」の表現類型である。藤原氏の「居士伝」

に次の例があり、

③1 政事居士藤原布比等伝

居士、事_レ父能盡其忠。忠孝居_レ懷、家國何_レ爽。

③2 東大寺長官居士藤原繼傳

清廉奉_レ國、約儉理_レ民。忠孝居_レ懷、拳_レ朝推許。

③3 真木尾居士藤原種繼傳

主上君臣義重、魚水為_レ心、夙夜勤劬、得_レ深委寄。

類型表現を伴わないが、天皇に対する「忠」は次の「居士伝」にもみられる。

③5 東大居士佐伯今毛人伝

天皇名為_レ東大居士。毎年受_レ天皇御命、毫釐不_レ差。

③2 東大寺長官居士藤原繼繩傳

賢王耳目、聖帝股肱、五爵規模、三宝梁棟。

こうした「天皇菩薩伝」と「居士伝」の表現の類似と対応関係は、なぜ、生じたのか。

「居士伝」の本質は、「功臣伝」にあると考えられる。

『延暦僧録』佚文中唯一の「功臣伝」として、桓武天皇の皇后乙牟漏の父にあたる藤原良繼の伝②「感神功臣大夫居士藤原良繼伝」がある。「感神功臣大夫居士」と命名された良繼伝の佚文末尾は、次のように結ばれる。

今編「上功臣伝」、録以_レ呈_レ万代。

【訓読】今、「功臣伝」に編上し、録して以て万代に呈

す。

『延暦僧録』の伝記末尾は定式化された結語で結ばれ、

「功臣伝」以外に、「高僧伝」「従高僧伝」「智名僧伝」「居士伝」等の例がある。「功臣伝」に編上された良繼は、次の律令官人としての事績によって「功臣の位に列」せられ、

大夫、供_レ敬_レ三宝、欽若_レ保_レ慕_レ二金、事同_レ泣血。

大夫、助_レ國興_レ邦、列_レ功臣位、勤_レ王奉_レ國、奇事寔

多、不能繁叙。

さらに、巻第二⑫「感瑞応祥皇后菩薩乙牟漏皇后伝」においても、その父にあたる良繼の太宰府帥任官時の良吏としての事績が称賛される。

応祥皇后、藤原朝臣氏。父贈一位諱良繼、孝謙天皇時、任_レ太宰府帥、撫_レ育_レ百姓、事同_レ赤子。衿_レ貧養_レ老、

恤_レ寡哀_レ孤。

類似した表現は、⑨聖武皇帝菩薩伝と③1藤原布比等伝にも次のようにみえる。

⑨ 勝宝感神聖武皇帝菩薩聖武天皇伝

撫_レ育_レ黔首、事同_レ赤子。

③1 政事居士藤原布比等伝

恤_レ寡哀_レ孤、事同_レ赤子。

これらの表現が「天皇菩薩伝」「居士伝」とも共通、あるいは類似することから、「功臣伝」の唯一例良繼伝もま

た、「居士伝」に含まれるものと考えられる。むしろ、「功臣」こそが、『延暦僧録』「居士伝」全体をささえる重要な概念として機能しているとみてよいであろう。

以上のことから、『延暦僧録』巻第五「居士伝」は、巻第二「天皇菩薩伝」に対応して、儒教的な良吏伝「功臣伝」の性格を併せもつことが確認されよう。『延暦僧録』は、律令官人である「居士伝」被伝者を、王法仏法・真諦俗諦の融合を果たした「勤王奉仏」と、「忠孝」をはじめとする儒教的な君臣倫理によって称揚していたのである。

なぜ、『延暦僧録』は仏教的な「僧録」と銘打ちながら、仏教と儒教を共存させ、融合するのか。

従来、聖武天皇の「皇帝菩薩」の理念は、先行する中国の皇帝如来・皇帝菩薩に範を求めたものと理解されてきた。上川通夫氏は鑑真のもたらした戒律思想の影響を指摘し、天皇が菩薩戒を受けることによって天皇＝皇帝菩薩になるとして、次のように述べられた。

皇帝菩薩の理念には、天平期の仏教政策の主体を大乗仏教の現世での実践者であるとする内容が込められていた。天皇＝皇帝菩薩出現のために菩薩戒を獲得することは、中国からの将来經典に根柢を置き、法系に叶った僧を媒介として、仏教興隆策をとった中国皇帝の先蹤に倣って遂行された点で、最も正当性ないしは

妥当性を有する方法であったと言える。¹⁵⁾

鑑真の弟子僧思託の撰になる『延暦僧録』にあつては、菩薩戒という新たな秩序のもと、出家と在家が截然と弁別されることになった。すなわち、「天皇菩薩」「居士」はいずれも菩薩戒受戒にとどまる在家仏教徒であり、出家して具足戒をたもつ僧侶「高僧沙門」「従高僧沙門」「智名僧沙門」とはあきらかに異なるものであった。

「天皇菩薩伝」と「居士伝」の対応は、「天皇菩薩」と「居士」の関係性が不可分であることを意味する。とりわけ、「居士伝」は在俗仏教徒の伝であるがゆえに、おのずから律令官人伝としての性格をあわせもち、律令国家体制の秩序のもと、「天皇」に対する「功臣」の性格を帯びることになった。さらに、『延暦僧録』の仏教的な秩序にあつては、「天皇」と「功臣」の関係は、在俗の「菩薩」と「居士」の関係に置き換えられることになったのである。

三 『延暦僧録』「居士伝」立伝者の蔵書ネットワーク

『延暦僧録』に立伝された「居士」たちは、在俗仏教徒であり、律令官人であり、それゆえに、仏教と儒教をふたつながらに体現する者として伝記に叙された。そのなかには、石上宅嗣・淡海三船、巻二に立伝された皇族・文室真人智努のように、内典外典の両方に通じ、学問の道にも携

わつた学者兼文人兼官人の性格を併せもつ者もいた。

仏教と儒教の共存という面では、彼ら自身の学問もまたそうであり、出家僧侶の側もまた、例外ではない。こうした人々の人的な経蔵・蔵書のネットワークと体系的な知識が、儒仏を兼ね備えた「奈良朝の文学と学問の共通基盤」を形成したと考えられる。

空海『統遍照発揮性靈集補闕抄』巻第十「綜芸種智院式」には、吉備真備の二教院「備僕射之二教」とならんで、石上宅嗣の芸亭が「石納言之芸亭」としてあげられる。

或難曰、然猶事漏先覚、終未見其美。何者、備僕射之二教、石納言之芸亭、如此等院、竝皆有始無終。人去跡穢。

吉備真備の漢籍将来記事を検討された大平聡氏は、彼の蔵書群として「吉備真備文庫」の存在を想定された。吉備真備は『延暦僧録』佚文に伝は遺らないが、道瑳の菩薩戒弟子であり、『道瑳和上伝纂』を撰述した在俗仏教徒である。道瑳は、栄叡・普照が入唐直後の天平八年（七三六）、伝戒師として日本に送った唐僧である。鑑真より二十二年早く来朝し、『延暦僧録』巻第一に「高僧沙門」として立伝されるが、『伝纂』の伝記表現との関係は稀薄である。

石上宅嗣の「芸亭」もまた、『延暦僧録』巻第五④芸亭居士石上宅嗣伝によれば、自邸の阿闍寺の傍らに別に建て

られた外典を取めた図書館であった。

以宝字年、勅、大唐大使。雲海万里、波涛億重、欲達王命、婦心妙覚、捨住宅為玄寺。造阿闍仏像一鋪、東西挟堅二幡竿、捨莊田入僧、放婢奴出賤单。持一鉢、手貫三衣、仰四真諦、婦心三宝、風色不使、劫還本朝。於寺東南造芸亭院。堅山穿沼、植竹栽花、橋渡生死之河、船济投於彼岸。芸亭西南構於禪門、心遊八定、芸亭東北建方丈室、唯留一床、齋心六時、存念三宝。每有講肆、必至詳喚。於論弁場、諮詢勝義。

【訓読】宝字年を以て勅あり、大唐大使となる。雲海万里、波涛億重、王命を達せんとして、心を妙覚に歸し、住宅を捨てて玄寺と為す。阿闍仏像一鋪を造り、東西に二幡竿を挟み堅て、莊田を捨てて僧に入れ、婢奴を放ちて賤单に出だす。一鉢を持ち、手に三衣を貫き、四真諦を仰ぎ、心を三宝に歸するも、風色使あらず、劫りて本朝に還る。寺の東南に芸亭院を造る。山を堅て沼を穿ち、竹を植ゑ花を栽ゑ、橋は生死の河に渡し、船の濟は彼岸に投ぐ。芸亭の西南に禪門を構へ、心は八定に遊ぶ。芸亭の東北に方丈室を建て、唯だ一床を留め、六時に齋心し、三宝に存念す。講肆有る毎

に、必ず詳喰に至る。論弁の場に、勝義を諮詢す。

石上宅嗣の芸亭について、『続日本紀』天応元年（七八）六月辛亥条の石上宅嗣薨伝に引く「芸亭条式」には次のようにあり、その表現「無滯空有、兼忘物我」は『延暦僧録』の表現類型「真諦俗諦」「王輪仏輪」の対句と相通じる。

内外両門、本為_レ一体。漸極似異、善誘不_レ殊。僕、捨_レ家為_レ寺、帰_レ心久矣。為_レ助内典、加_レ置外書。

地是伽藍。事須_レ禁戒。庶、以_レ同志入者、無_レ滯空有、兼忘_レ物我、異代来者、超_レ出塵勞、帰_レ於_レ覺地矣。

【訓読】内外の両門、本一体と為り。漸と極とは異なるに似たれども、善く誘けば殊ならず。僕、家を捨てて寺とし、心を帰すること久し。内典を助けむが為に、外書を加へ置く。地は是れ伽藍なり。事須らく禁戒すべし。庶はくは、同じき志を以て入る者は、空有に滞ること無くして、兼ねて物我を忘れ、異代に來らむ者は、塵勞を超えて覺地に帰せむことを。

（訓読は新日本古典文学大系『続日本紀』による）
これについて、久木幸男氏は、吉備真備の「二教院」の

「二教」が仏教と儒教をさし、石上宅嗣の「芸亭」には仏教の優位性が認められることを指摘された。

「内外の両門、もと一体なり」という儒仏一致の思想は、二教院および綜芸種智院を支える思想でもあるが、宅嗣の儒仏一致の思想に、「内典を助けんがために外書を加え置く」ということばの示すごとく、仏教の優越を確認した上で、二教の一致を説くという形で主張されている。

また、文室真人智努が造立した薬師寺「仏足石図」の底本は、唐で玄奘のもとで学んだ道昭の将来經典を蔵する禅院寺が所蔵する伝本である。

大唐使人王玄策、向_二中天竺□□□□（鹿野蘭）中、轉法輪□（処）、因見_レ跡、得_レ轉写_二搭、是第一本。日本使人黄文本実、向_二大唐於普光寺、得_レ轉写_二搭、是第二本。此本在_二右京四條一坊禪院。向_二禪院壇、披_レ見_レ神跡、敬□（転）写_二搭、是第三本。

すなわち、薬師寺「仏足石図」の第一本は唐の王玄策が中天竺・鹿野蘭の仏足石を転写したもの、第二本は日本の遣唐使人黄文本実が唐・普光寺で転写し、平城京右京四條一坊の禪院に伝来するもの、第三本はこれを禪院で臨模したもので、この第三本にもとづいて薬師寺の「仏足石図」は造られたという。

さらに、出家の側の経藏の蔵書として、大安寺に住した学僧・新羅学生審祥の所蔵經典目録と目される正倉院文書

「天平二十年六月十日写章疏目錄」にも、内典外典の両方が著録されている。審祥の蔵書は大安寺経蔵の一角をなしたと推測されるが、この目録には、集録類（別集・惣集）に「大正文皇帝集四十卷」「群英集廿一卷」「許敬宗集十卷」の書名が見える。これについて、小島憲之氏は次のように述べられた。

「群英集」は、初唐人・官人等の作品を集めたものと思はれる。書目（大日本古文书三）の配列順序が「（唐）太正文皇帝集四十卷」と「（唐）許敬宗集十卷」との間にあることより考へると、太宗、許敬宗など初唐詩人の作を集めた、真福寺蔵の所謂「翰林学士集」に類似（或は同系）の詩集であらう。なほ翰林学士集は通称「君臣唱和集」とも云ふ。

太宗の君臣唱和詩は『翰林学士集』にも収められ、『万葉集』や『懷風藻』の「皇子文化圏」に先行する性格を有する。太宗は、晩年になって、皇太子のために帝王学の書『帝範』を撰述した。波戸岡旭氏は、『帝範』が勅撰三集のみならず、『懷風藻』にも影響を与えた可能性を指摘された。また、この目録にみえる「帝徳録」について、東野治之氏は、空海の『文鏡秘府論』に引用された「帝徳録」の佚文によって、「帝徳録」が『続日本紀』掲載の漢文学作品の典拠となっていることを考証された。空海は、大安寺

の勤操を介して大安寺に連なる。推測の域をでないが、あるいは、空海がみた「帝徳録」は、大安寺の経蔵にあった審祥蔵書であったかもしれない。

このように、『延暦僧録』『居士伝』の在俗仏教徒、学者兼文人兼官人のネットワークは、単に人的なものにとどまることなく、経蔵ネットワーク、蔵書ネットワークとも称すべき書物の貸し借りを通じて、内典外典・出家在家の枠を越え、奈良朝の学問と文学の基盤を形成していたのである。

四 初唐・太宗周辺の宮廷文化の体系的継承

これまで私は、長安西明寺の文学・学問が、平城京の大安寺をひとつの拠点として、体系的に継承されていると考へ、これを「大安寺文化圏」と称してきた。しかし、『延暦僧録』を視野に入れると、この体系的な受容は、必ずしも仏教の分野にのみ限定されるものではない、ということが浮かびあがってきた。

長安西明寺の学問と文学の影響を端的に示すのが、薬師寺「仏足石記」の出典群である。薬師寺「仏足石記」は天平勝宝五年（七五三）七月、『延暦僧録』巻第二に立伝される文室真人智努（文室浄三）が亡妻・茨田女王の追善のために建立したもので、その銘文には初唐・長安西明寺の

次の「類聚編纂書」群が体系的に撰取受容されている。²⁷⁾すなわち、西明寺の創建に深く関わった玄奘に関わる地誌①貞観二十年（六四六）玄奘訳弁機撰『大唐西域記』十二巻と伝②麟徳元年（六六四）慧立本彦惊箋『大唐大慈恩寺三蔵法師伝』十巻、玄奘の後を継いで西明寺の上座となつた道宣の著作③永徽元年（六五〇）『釈迦方志』二巻、道宣の兄弟弟子である道世の著作④総章元年（六六八）道世撰『法苑珠林』一〇〇巻である。特に、⑤道世撰『法苑珠林』は内典外典の両方から記事を「抽出」し、「類聚」「編纂」した類聚編纂書であり、内典でありながら、類書として内典外典の集大成という性格を有していた。

六朝・初唐における内典外典の集大成と類書の全盛期については、夙く内藤湖南の指摘がある。

唐の時になると、かういふ体裁は、前代の大なる著述に及ぶよりは、寧ろ當時の事を編纂するのに応用された。現存の『貞観政要』の如きはその一である。これは四十種の篇目を立て、唐の太宗の政事に関する善事を類別して編纂したもので、唐の開元頃に出来た。

『玉海』によれば、その後この体裁のものが外にも出来たやうで、即ち開元政要の如きはそれらしいが、今は伝はらない。かかるものが段々唐宋時代には多く行はれ、『時政記』などが出来、殊に宋代になつて発達し

たのが宝訓・聖訓の類（天子の詔勅の中の最もよいものを類編）である。（中略）この外、歴史の中、殊に正史の中の書志の部類に属すべき事柄、即ち政治上の主要の事柄をやはり類書体に編纂することも、唐の時から起つて、それが後までも継続した。唐の杜佑の『通典』（六典）も、政治上の旧例古格を類聚）及びその後引き続いて起つた『会要』（制度と関連する法令、実行された事実を類聚類別）がそれである。（中略）今日現存する『会要』には、『西漢会要』・『東漢会要』・『唐会要』・『五代会要』等色々あるが、これらの中で実際に古く出来たのは『唐会要』であつて、『唐会要』『五代会要』が出来て後に、上に遡つて漢会要が出来たのである。²⁸⁾

長安西明寺で玄奘・道宣・道世らが活躍していた初唐の太宗の頃は、それまでの学問が集大成され、先行文献から適宜、記事を抜き出し、これをあらためて類聚編纂するという類書編纂の全盛期であり、こうした学問のありかたが確立された時期でもあつた。²⁹⁾長安西明寺の「類聚編纂書」群もまた、こうした機運のなかで生まれたものであり、それは、初唐の太宗の宮廷文化のひとつの性格の現れとみなすことができよう。

これを体系的に受容したのが、官大寺大安寺を中心とす

る大安寺文化圏である。「抄出」「類聚」「編纂」という類書編纂の手法は、大安寺文化圏の学問と文学に影響をおよぼし、唐僧思託によって、「鑑真伝三部作」にも直接的に継承されることになる。

思託が手がけた第一の鑑真伝『広伝』上巻は、先行する中国高僧伝から記事を「抽出」し、あらためて「類聚」「編纂」した類聚編纂書であった。しかし、第二の単行の鑑真伝『唐大和上東征伝』を経て、第三の鑑真伝『延暦僧録』にいたって、来朝以来三十数年を経た思託は、独自に日本人を対象とした集成僧伝を編纂する。そこには、従来の「僧伝」の範疇には入らない、新たな伝のカテゴリ―「天皇菩薩伝」「居士伝」が創出された。それは、鑑真のもたらした菩薩戒の受戒によって出家と在家が明確に區別されたために生まれた在家仏教徒の伝であった。出家と在家を弁別する一方で、律令国家体制に組み入れられたことにより、『延暦僧録』は仏教と儒教、内典と外典の枠組みを超えて両者を融合することにもなった。

この律令的秩序と仏教的秩序が両立する体制のなかで、在家仏教徒の伝「天皇菩薩伝」「居士伝」は成立し、両者の伝に共通する儒仏一致の表現類型を生みだすことになった。そして、「居士伝」立伝者のいくたりかは、律令官人兼文人兼学者の性格をもち、それぞれが相応の蔵書を有し

ながら、こうした初唐・太宗周辺の宮廷文化の体系的な享受者となりつつ、奈良朝漢詩文の共通基盤を形成し、その新たな創造者となってゆくのである。

注

- (1) 藏中進「唐大和上東征伝」の撰者」（『唐大和上東征伝の研究』昭和五一年七月、桜楓社）。
- 拙稿「三つの鑑真伝―玄奘伝から鑑真伝へ―」（『東洋研究』第一七一号、平成二二年一月、大東文化大学東洋研究所）。
- (2) 藏中進「唐大和上東征伝」の方法―思託撰三巻本『広伝』から元開撰一巻本『東征伝』へ―（前掲書所収）。
- (3) 谷省吾「鑑真和尚伝の逸文その他―凝然自筆「律宗祖師伝」断簡に関する研究―」（『芸林』第六巻第三―四号、昭和三〇年六月―八月、芸林会）。
- 安藤更生「鑑真」（昭和三三年、美術出版社）。「鑑真大和上傳之研究」（昭和三五年八月、平凡社）。
- 石田瑞麿「鑑真―その戒律思想」（昭和四九年、大蔵出版社）。
- 赤谷明海「〔校異・拾遺・参考・覚書〕鑑真和尚伝」（『国書逸文研究』第十七号、昭和六一年六月、国書逸文研究会）。
- (4) 藤本了泰「僧伝の編纂と其の形態」（『本邦史学史論

叢』昭和十四年五月、富山房)

(5) 注(1)の前掲論文。

(6) 後藤昭雄『延暦僧録考』(『国語と国文学』第六五

巻第二号、昭和六三年十二月、東京大学出版会。『平安朝漢文文献の研究』所収、平成五年六月、吉川弘文館)

(7) 藏中進「思託―渡来僧の生涯と文学―」(『唐大和上東征伝』と『延暦僧録』(前掲書所収))。

(8) 拙稿「長安西明寺の学問と上代漢詩文―大安寺文化圏の典体系―」(『上代文学』第八九号、平成十四年十一月、上代文学会)

(9) 拙稿「延暦僧録」天皇菩薩伝と護国経典(『東洋研究』第一〇八号、平成五年八月、大東文化大学東洋研究所。『奈良朝漢詩文の比較文学的研究』所収、平成十五年七月、翰林書房)

(10) 注(7)の前掲論文。

(11) 拙稿「長谷寺銅版法華説相図銘」(上代文献をよむ会編『古京遺文注釈』平成元年二月、桜楓社)。『長谷寺銅版法華説相図銘』の成立年代には、朱鳥元年(六八六)、

文武二年(六九八)、和銅三年(七一〇)、養老六年(七二二)、宝龜元年(七七〇)等の諸説がある。

(12) 東野治之「『統日本紀』所載の漢文作品―漢籍の利用を中心に―」(『国語と国文学』昭和五四年十一月。『日本古代木簡の研究』所収、昭和五八年三月、塙書房)

(13) 拙稿「良吏伝と儒教思想―道君首名伝を中心に―」(『統日本紀と中国思想―儒教・律令・官人薨卒伝―』

『古代文学』第三五号、平成八年三月、古代文学会。前掲書所収)。

(14) 注(7)の前掲論文。

(15) 高雄義堅「中国仏教と中世の国家意識」(『中国仏教史論』昭和二七年九月、平楽寺書店)。

横超慧日「中国仏教における国家意識」(『中国仏教の研究』昭和三三年一月、法蔵館)。

鈴木啓造「皇帝即菩薩と皇帝即如来について」(『仏教史学』第十卷第一号、昭和三七年三月、仏教史学会)。

(16) 上川通夫「天平期の天皇と仏教―菩薩戒の受戒をめぐって―」(『新しい歴史学のために』第一九七号、平成元年十一月、民主主義科学者協会京都支部歴史部会)

(17) 大平聡「留学生・僧による典籍・仏書の日本将来―吉備真備・玄昉・審祥―」(『東アジア世界史研究センター年報』2、平成二二年三月、専修大学社会知性開発研究センター)

(18) 拙稿「三つの道躰伝―鑑真伝三部作―と隆尊伝・道躰伝―」(『東洋研究』第一七三号、平成二一年十一月、大東文化大学東洋研究)

(19) 拙著『延暦僧録注釈』(平成二十年三月、大東文化大学東洋研究所)。

(20) 長沼賢海『日本の文明と仏教』(大正八年、大體閣)。

桃裕行『上代学制の研究』(昭和二二年初版。修訂版・桃裕行著作集第一巻、平成六年六月、思文閣出版)。

久木幸男『大学寮と古代儒教』(昭和四三年三月、サ

イマル出版会)。『日本古代学校の研究』(平成二年七月、玉川大学出版部)。

- (21) 廣岡義隆「仏足石記文の撰述態度について―『西域伝』の引用に関して―」(『三重大学日本語学』第六号、平成七年)。

拙稿「薬師寺「東塔標銘」「仏足石記」と大安寺文化圏―日中交流」(『国文学 解釈と教材の研究』第四八巻第十二号、平成十五年十二月、学燈社)。「薬師寺」「仏足石記」所引「西域伝」攷」(『東洋研究』第一六一号、平成十八年十一月、大東文化大学東洋研究所)。

- (22) 高橋明子「新羅学生審祥と大安寺―天平期における審祥所蔵經典の管理状況をめぐって」(平成二十年度上代文学会大会研究発表、五月二五日於福岡女学院大学)は、文書の体裁として、經典名が、縦一行に二部ずつ配列されること、文書全体に折り目があり、界線の役割を果たしていることから、これを經典目録とみなし、その内容について、天平十九年、諸寺の伽藍縁起並びに流記資料帳の整備ともない、天平二十年六月十日、写経所が「平撰師」の「手」になる(あるいは手元にある)《原・經典目録》からリストアップした經典目録と推定し、審祥の經典目録が整備されたことで、審祥の藏書の存在が知られ、その後、活用された可能性を想定した。

- (23) 小島憲之「伝来書推定の問題」(『上代日本文学と中国文学』上、93、95、96頁、昭和三十七年九月、塙書房)

- (24) 拙稿「平城京の仏教―唐からもたらされた文学の「場」と「体系」―」(『万葉古代学研究所年報』第五号、平成十九年三月、財団法人奈良県万葉文化振興財団万葉古代学研究所)

- (25) 波戸岡旭「勅撰三集序文考」(『上代漢詩文と中国文学』平成元年十一月、笠間書院)。

拙稿「皇子文化圏と仏教の交流―初唐文化と道昭―」(『東アジア比較文化研究』第五号、平成十八年八月、東アジア比較文化国際会議日本支部)

- (26) 注(12)の前掲論文。

- (27) 注(21)の拙稿。

- (28) 内藤湖南「類書の史学に及ぼした影響」(『内藤湖南全集』第十一巻所収、昭和四四年十一月、筑摩書房)。

- (29) 時代は降るが、高雄義堅「宋代浄土教典籍と我國諸家の態度」(前掲書所収)は宋代の「文類聚書の出現」について論じる。同様の状況は初唐に遡りうるであろう。

〔付記〕本稿は、平成二十一年度上代文学会古事記学会合同大会における口頭発表を補訂したものです。席上、ご教示たまわりました諸先生方、および藤善眞澄・早島鏡正・大平聡の各氏に、深く御礼申しあげます。

また、本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金・基礎研究(C)「大安寺文化圏の研究―鑑真伝を軸とする知的体系の継承と人的ネットワーク」(課題番号・20520180)の成果の一部です。